

広島県告示第七百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十五年九月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 大竹市社会福祉協議会	大竹市西栄二丁目四番一号	大竹市社協福祉用具貸与事業所	大竹市社協福祉用具貸与事業所	大竹市西栄二丁目四番一号	福祉用具貸与	平成二五年七月三十一日
株式会社ワールドステイ	栃木県足利市堀込町二四六二番地一	デイサービスセンター春日和西条中央	デイサービスセンター春日和西条中央	東広島市西条中央四丁目四番六号	通所介護	平成二五年八月三十一日
株式会社ワールドステイ	栃木県足利市堀込町二四六二番地一	デイサービスセンター春日和八本松	デイサービスセンター春日和八本松	東広島市八本松飯田七丁目三番六号	通所介護	平成二五年八月三十一日